

## チャレいば助け合い隊応援事業（概要）

チャレンジいばらき県民運動では、行政の手が届きにくい、地域での切実なニーズに対応するためのボランティア活動に対し支援を行うため、新たに次の補助事業を実施します。

補助対象者	①ネットワーカー等連絡協議会 ②複数の地域活動員から編成されるグループ ※①、②の場合は、NPO 法人やボランティアサークル、自治会などの地域住民組織との共催も可 ③ネットワーカー等連絡協議会が推薦するボランティア団体等 ※③の場合は、団体等の活動に地域活動員が関わっていることが必要
対象となる活動内容	行政の支援が届きにくい分野の切実な地域課題やニーズに応えるために、ネットワーカー等連絡協議会（地域活動員）の柔軟な発想や創意工夫に基づく自主的な取り組み。
補助金額等	20万円以内 補助率10／10
募集期間	令和3年9月1日（水）～令和3年10月29日（金） ※活動を開始する14日前までに申請が必要です。 ※申請状況により、募集期間を延長することもあります。
応募方法	「チャレいば助け合い隊応援事業実施要項」に定める申請書、事業計画書、収支予算書等を、チャレンジいばらき県民運動事務局まで持参、郵送又はメールにより提出してください。

### 対象経費（例）

項目	対象経費の例
報償費	・無料塾や交流サロン等で講座を実施する場合の外部講師に対する謝金（1人当たり5千円／日を上限とします。）
旅 費	・活動に必要な燃料費 (例) 子ども食堂の食材や回収したゴミ等の運搬に係るガソリン代 等
消耗品費	・事務用品の購入費 等 ・新型コロナ感染予防のためのマスク・消毒液の購入費 等
印刷製本費	・事業の案内や協力会員募集のためのチラシ等の印刷費 等
食糧費	・子ども食堂等を実施する場合の食材費 等 ・熱中症予防のための飲料費 等
備品購入費	・原則として単価が補助金の1／2以内のもの
通信運搬費	・郵送料 (例) チラシの郵送料 等
保険料	・事業参加者へのボランティア保険料
使用料及び賃借料	・子ども食堂、交流サロン等を実施する場合の会場使用料 ・高齢者向けスマホ・タブレット活用講座やオンラインサロンを実施する場合の会場使用料、IT機器使用料 等

以下の経費は対象外です。

- ① 団体の運営に係る経常的経費（事務所の家賃、光熱水費など。申請した活動にかかる経費と明確に区分できない経費を含む。）
- ② スタッフの人工費
- ③ その他、チャレンジいばらき県民運動が不適切と認める経費

## 想定される事業例

分野	活動内容
高齢者に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流サロンの運営 (ITを活用したサロン運営、スマホ教室など)</li> <li>・買物支援</li> </ul>
児童に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂 (食堂運営支援、食材調達・運搬など)</li> <li>・学習支援 (無料塾など)</li> <li>・登下校の見守り</li> <li>・通学路の環境整備</li> <li>・子育て世代の親を対象とした交流サロン</li> </ul>
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止のための取組 (緑のカーテン作り方教室など)</li> <li>・食品ロス削減に向けた取組み</li> <li>・地域のゴミ拾いなどのクリーン作戦</li> <li>・水質浄化活動</li> </ul>
地域の防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に備えた炊き出し訓練</li> <li>・防災研修</li> <li>・夜間パトロール</li> </ul>
新型コロナへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流サロンの運営(再掲)</li> <li>・子ども食堂(再掲)</li> <li>・学習支援(再掲)</li> <li>・地元企業支援 (コロナで打撃を受けた地元産品の魅力を口コミやSNSで発信・紹介するなど、地元の産業に貢献する活動)</li> </ul>

※この他、対象事業につきましては、ご相談ください。